

A D R 基本法と手続主宰者の資格・要件についてアンケート

弁護士会回答

【日弁連業1第122号】

(平成15年3月3日現在)

回答数：41(内、回答不能：6)

弁護士法72条とADR基本法の射程の整理

弁護士法72条の射程

報酬を得る目的 ボランティアによるADRについては、弁護士法の対象外
法律事件について法律事務を行うこと 非法律事件は弁護士法の対象外

ADR基本法における射程

下記 ないし

基本法対象外のADR

【法律事件】

基本法の対象ADR

【非法律事件】

法的効果対象A

同B

同C

【報酬目的】

あり

なし

悪いADR

基本法に規律を入れるか

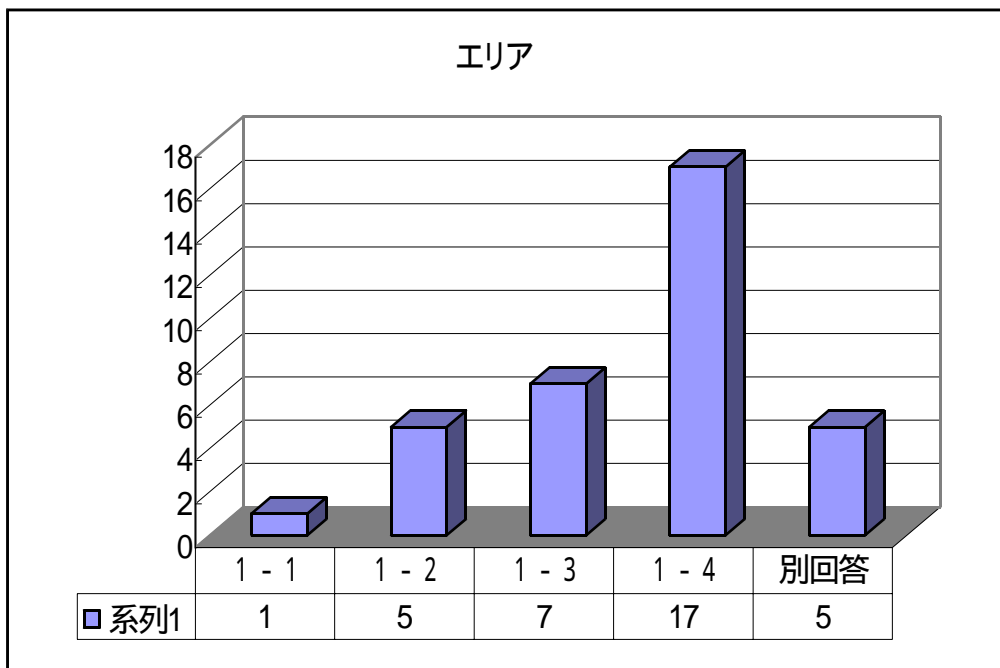
どうか

72条ですべて対処可能

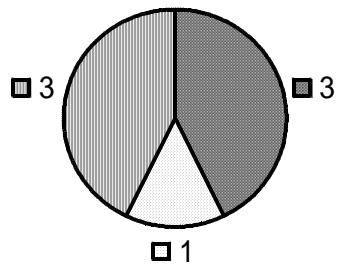
か

1 のエリア（弁護士法第72条が適用される領域）について

- 1-1 資格・要件を必要としない
 - * 註 弁護士資格を含め資格・要件を必要としないことを法律に明定するという考え方。機関・個人を問わず自由に有償にて法的紛争について調停をおこなえることになる。弁護士法の適用除外例になる。
- 1-2 資格・要件を設けない
 - * 弁護士法72条の規制に委ねる。
 - * 他土業がADRを設営する場合は、個別立法による。
 - * 他土業のもの以外がADRを行う場合も個別立法による。
- 1-3 なんらかの資格・要件を設ける
 - 資格要件を設けるとすれば、どのような資格・要件か
 - 1-3-1 法的知識（法曹要件）
 - 1-3-2 その他の専門能力
 - 専門分野の知識
 - コミュニケーション能力・カウンセリング能力
 - その他
 - 1-3-3 認定資格を定める
- 1-4 法律家との共同を条件に
 - 1-4-1 資格・要件を問わず認める
 - 1-4-2 なんらかの資格・要件を設ける
 - 具体的には（ ）

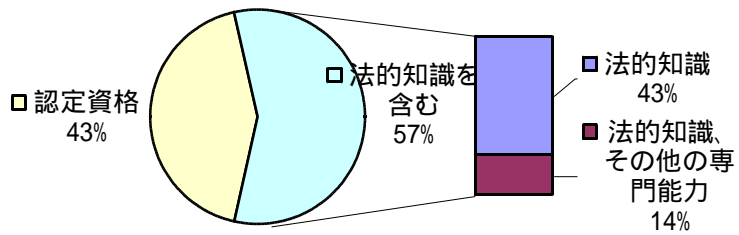


1 - 3について

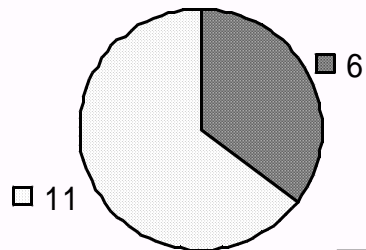


- 法的知識
- 法的知識、その他の専門能力
- 認定資格

1 - 3について



1 - 4について



- 資格・要件を問わず認める
- なんらかの資格・要件を設ける

* 上記選択について、下記に理由をお書き下さい。

【1 - 1 資格・要件を必要としない】

ADRの存在意識を広く認めて良い。

【1 - 2 資格・要件を設けない】

弁護士法72条立法趣旨を生かすことを前提として、他土業あるいは他土業以外のも
のがADR主宰者となる場合には同上の例外規定として個別立法を求める。

ADRでの解決に要求される能力は法的知識だけではないと思います。基本法で手続
主宰者の資格に縛りをかけることには賛成できません。他業種がADR機関を設けること
は、その必要性が認められれば、個別に立法で解決すればよいと思います。

個別立法に委ねることにより、ADRの実体に即した規制が期待できる。

別紙参照

記載なし

【1 - 3 なんらかの資格・要件を設ける】

【1-3-1 法的知識(法曹要件)】

法律事件を対象とする以上、法的知識を有する者が主宰・担当すべきことは当然であ
り、その適格者としては弁護士以外考えられない。但し、他の専門家との共同の余地はあ
ると考える。

紛争 は、最終的には法にもとづいて解決さるべき問題であることを考えると法的知識
を要件とすべき。

記載なし

【1-3-1 法的知識(法曹要件)、1-3-2 その他の専門分野の知識】

1～3に共通して、法律家の関与が必要と考える。

【1-3-3 認定資格を定める】

適正手続を担保する為。

記載なし(2件)

【1 - 4 法律家との共同を条件に】

【1-4-1 資格・要件を問わず認める】

紛争解決における正義を担保し、当事者の利益を擁護するためには、法72条の趣旨
を貫く必要がある。今後の法科大学院でのADR講座の単位取得者に新たな主宰者能力
を認める等も考えられる。1 - 3で足りるのであるが、現状を前提とすると、当会の意見は
上記の通りとなる。

明確性と簡便性。

法律家との共同を条件とすれば、ADRの調停内容に違反ないし不公正な事項が入る

可能性を抑止できる。

法律事項のため、法律家の関与は不可欠である。

法律家と共にADRを立ち上げ、それに参加する機関、個人は広く社会各層から人材を求めため、一々資格・要件を問わない方が望ましい。

法律家との共同を条件とすれば、ADRの調停内容に違反ないし不公正な事項が入る可能性を抑止できる。

[1-4-2 なんらかの資格・要件を設ける]

- 具体的に
- a 不動産鑑定士、税理士、弁理士、医師、建築士、カウンセラー等
 - b 弁護士会の推薦する法曹
 - c 推進本部事務局の整理した能力 ~
 - d 専門的知識等の具備
 - e 専門分野の知識、コミュニケーション能力等
 - f 専門分野の知識、コミュニケーション能力・カウンセリング能力
 - g 紛争解決に必要な専門分野の知識等
 - h 記載なし(2件)

(理由)

- a 報酬目的の法律案件については法72条との関係では法律家の関与が必須である。共同者についても誰でも適格者とはいえず、報酬を得るのであるから一定の専門的知識、能力を資格要件とすべきと考える。
- b 法的解決を目指し、かつそのことが有償である領域については弁護士法72条プロパーの問題である。
但し、ADRが様々な分野で生成発展することを考えれば、あらかじめ機関自体に要件を求めることは現実的でない(医事紛争審査会等)。従って設立に要件は設けないものの、「法的解決」「法律事件」という点から法曹の関与は必要。
「弁護士会」を関与させたのは一本づりを避け、公平な解決を担保する為。
- c 法律問題の解釈であるから、法律家の関与は最低限必要である。その関与の下では非弁護士の参加は可能と考える。但し、公正な解決が必要であるから、なんらかの資格・要件を必要とすべきである。
- d 法的紛争の解決と専門的知識の利用との調和
- e 裁判外の紛争処理機関を広く認めるとしても、法的紛争にからむ事案についての解決には、法律家の知識、経験が必要である。そうでなければ紛争の実質的解決につながらない。また、最終的に当事者がどのような点で納得するかは別として、当該紛争における当事者の法的地位ないし権利義務についての正しい認識と理解をしないまま解決に至ることには問題がある。
- f 記載なし
- g 弁護士法72条の趣旨、ADRの活用、今後の法曹人口の急激な拡大を念頭に、基本的には、法曹とそれぞれの紛争類型に応じた専門家の共同を考慮し、以上の結論とす

る。1 - 1は、弁72条を完全に骨抜きにし、また、1 - 2の個別立法も、同様の危険と、他方では、ADRの活用阻害という2側面からの問題がある。

h 法的な知識・経験・能力を有する者が関与する解決であるべきである。

h 記載なし

【別回答】

1 - 3「なんらかの資格・要件を設ける」、1 - 4「法律家との共同を条件に」「資格要件を問わず認める」(1 - 4 - 1)。

(理由)

記載なし

1 - 3「なんらかの資格・要件を設ける」「法的知識(法曹要件)」(1 - 3 - 1)、1 - 4「法律家との共同を条件に」「資格要件を問わず認める」(1 - 4 - 1)。(2件)

(理由)

のエリアは法律事件の解決を目的とする紛争解決手続であり、権利義務に関する紛争の解決基準を当事者に示すための法的知識を備えた者として、法律家が主宰者となることが必要。一般市民のADRへのアクセスは、今後の法曹人口増員によって改善される。

加えて、弁護士以外の各種専門家の専門性をADRの利便性向上に役立てるため、法律家との共同を条件として、法律家以外の者にも手続主宰者資格を認めるのが適当である。なお、ADRに活用されるべき専門性の種類に限定を加えるのは相当でなく、他方、権利義務に関する紛争としての解決基準の提示は法律家が担うので、主宰者となりうる法律家以外の者の資格・要件は限定されるべきではない。

法律家以外が単独で単独で主宰者となるためには、資格要件(ここでは、当該分野に関する専門的、法的知識の研修など)を必要とし、法律家と共同する場合は、これを不要とするものである。

1 - 3「なんらかの資格・要件を設ける」「法的知識(法曹要件)」(1 - 3 - 1)、「専門分野の知識」(1 - 3 - 2)、もしくは1 - 4「弁護士との共同を条件に」「なんらかの資格・要件を設ける」具体的には「ADRの目的として、限られた専門領域、限られた分野とすべきで、およそ何でもADRではだめ。その領域においての、やや専門性、実務経験が必要」(1 - 4 - 2)。

(理由)

何でもOKのADRはダメ。ある領域の専門性、実務経験者によるものでなければ危険。村会議員が何でも処理するADRなるものはダメ。

1 - 3「なんらかの資格・要件を設ける」「法的知識(法曹要件)」(1 - 3 - 1)、「コミュニケーション能力・カウンセリング能力」(1 - 3 - 2)、もしくは1 - 4「弁護士との共同を条件

に」「なんらかの資格・要件を設ける」(1 - 4 - 2)。

1 - 3と1 - 4を選択した趣旨は、そのいずれの場合でも良いとの趣旨である。

資格要件を設けるのは、三百代言的輩が出てくるのを防止するためと、適正な法の適用、公正・公平な解決のためには、おのずからそれにふさわしい能力・識見が必要と思われるからである。

認定資格を定めるのは屋上屋を架するに等しい。けだし、他士業の他に新たな資格を作るに等しいからである。

弁護士をしては法律家との共同を条件としたいが、恐らくそのような条件が通る時勢ではなからう。

2 別紙の ないし のエリア（弁護士法第72条が適用されない領域）について

2-1 資格・要件を設けない

2-2 なんらかの資格・要件を設ける

資格要件を設けるとすれば、どのような資格・要件か

2-2-1 法的知識（法曹要件）

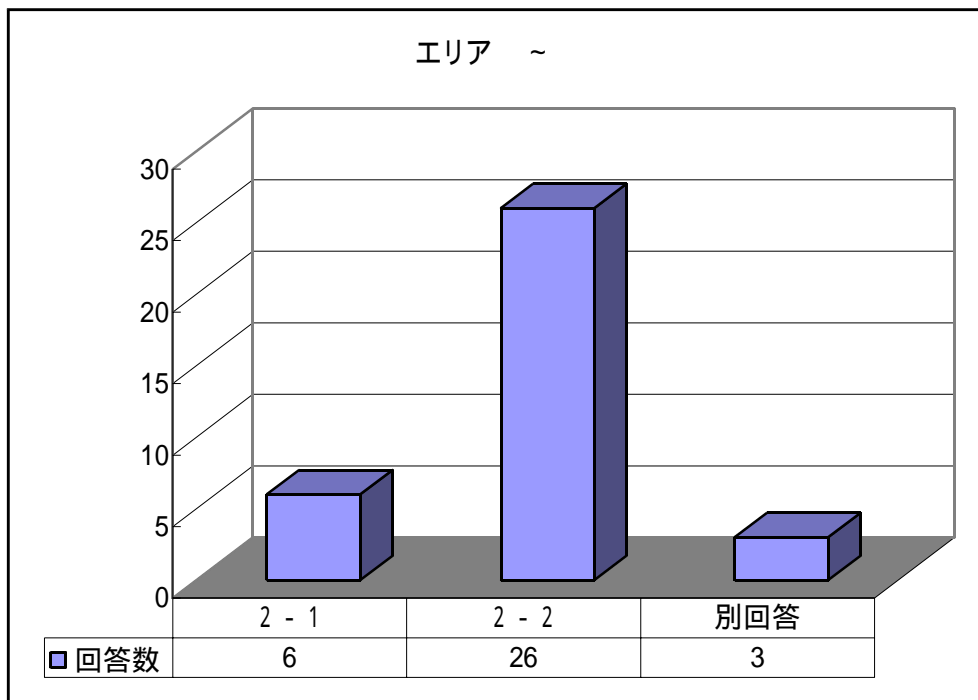
2-2-2 その他の専門能力

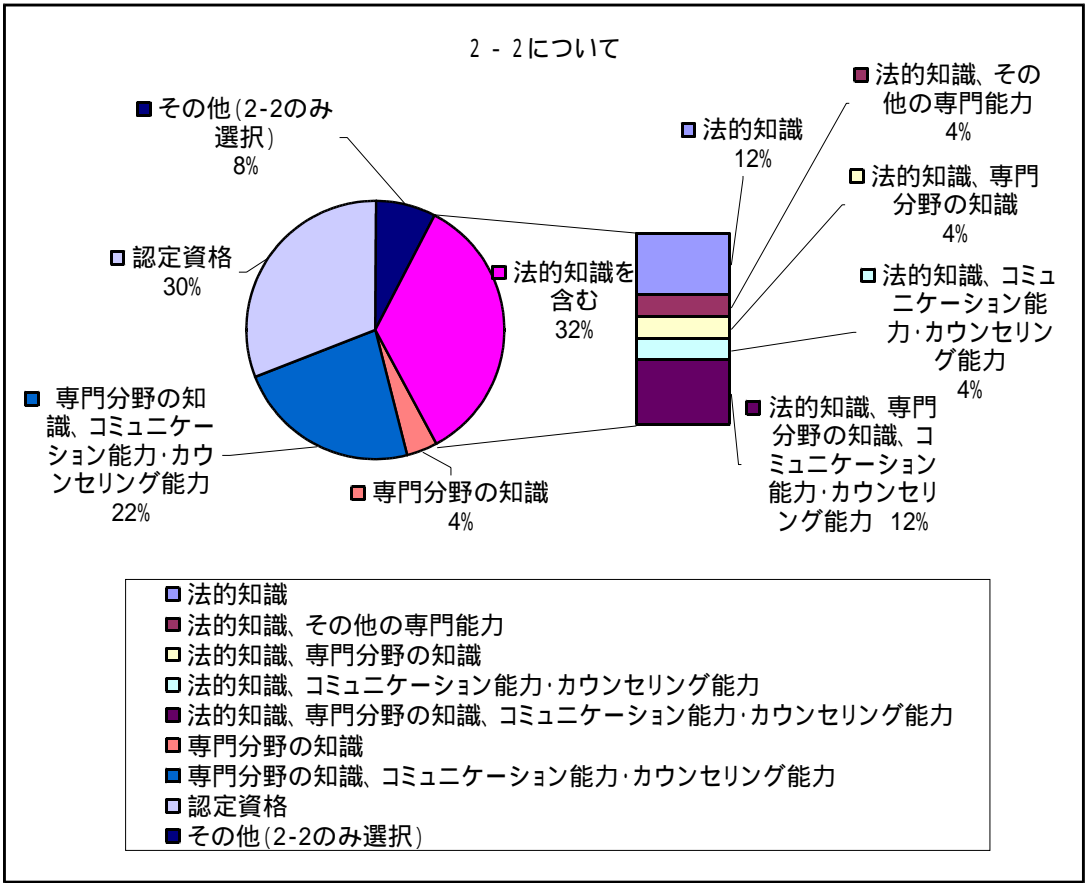
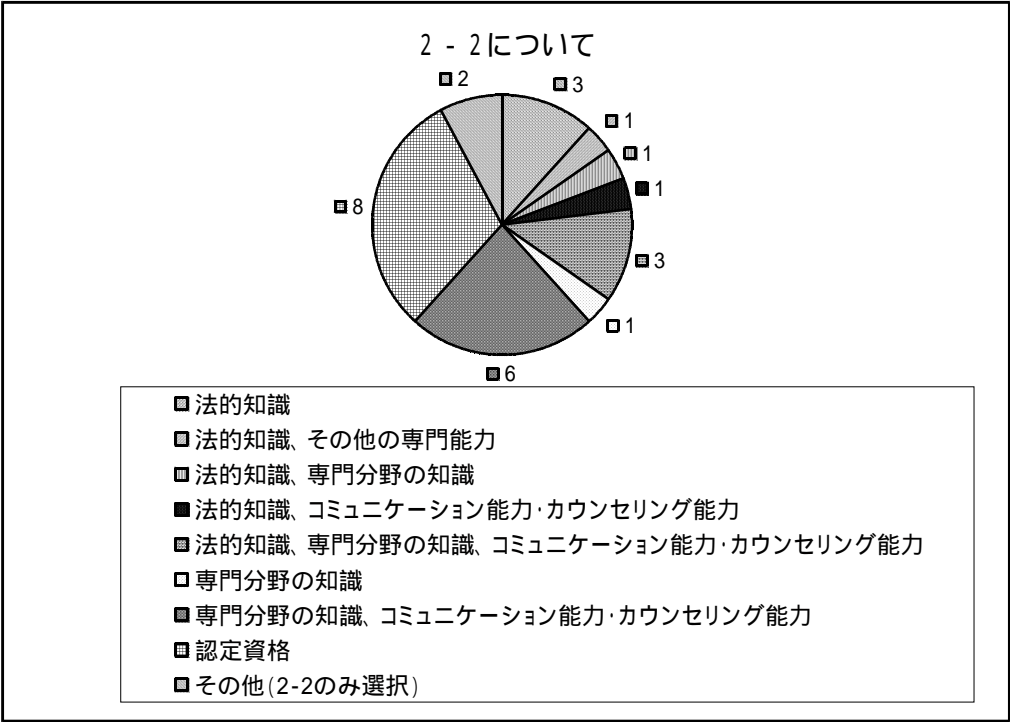
専門分野の知識

コミュニケーション能力・カウンセリング能力

その他

2-2-3 認定資格を定める





* 上記選択について、下記に理由をお書き下さい。

【2 - 1 資格・要件を設けない】

～ のエリアは非常に巾が広く、要件論を論じて、違法範囲を作ることは望ましいとはいえない。

現時点では、活力のある有用なADRの発生を阻害する立法は避けた方がよいと思います。

1 (ADRの存在意識を広く認めて良い)と同じ。

ADR活動を活性化できる。

別紙参照

記載なし

【2 - 2 なんらかの資格・要件を設ける】

【2-2-1 法的知識(法曹要件)】

正確に言えば、**・** と **は** 区別すべきであると思うが、法律事件である **は**、法的知識を有する者が、担当すべきことは当然である。

と **は**、異なる考えもありうるが、法律事件と非法律事件の区分はあいまいであるし、**・** についてのADRの必要性は、いまひとつ分からないところがある。

紛争は本来、法にもとづいて解決されるものだから。

記載なし

【2-2-1 法的知識(法曹要件)、2-2-2 その他の専門能力】

1～3に共通して、法律家の関与が必要と考える。

【2-2-1 法的知識(法曹要件)、2-2-2 専門分野の知識】

そもそも、このエリアのADRを具体的に想定するのが困難である。

但し、紛争解決に当たる者としては、1と同様の趣旨(弁護士法72条の趣旨、ADRの活用、今後の法曹人口の急激な拡大を念頭に、基本的には、法曹とそれぞれの紛争類型に応じた専門家の共同を考慮し、以上の結論とする。2-1の個別立法は、同様の危険(弁72条を完全に骨抜き)と、他方では、ADRの活用阻害という2側面からの問題がある。)から、選択肢の中では、上記の通りとなる。

【2-2-1 法的知識(法曹要件)、2-2-2 コミュニケーション能力・カウンセリング能力】

記載なし

【2-2-1 法的知識(法曹要件)、2-2-2 専門分野の知識、コミュニケーション能力・カウンセリング能力】

当事者の権利を公正に擁護するためには、主宰者の独善的見解の押し付け等を排除する必要がある。

ある程度の厳格性を求めることが、間接的に、当事者の利益となる。

少なくとも法的知識(但し、法律事件に限る)及び専門分野の知識はADRの担当者として必要不可欠な要素と考えられる。

記載なし

【2-2-2 専門分野の知識】

法律問題ではない、には法律的解決は不要であり、法律問題の は報酬がないことから弁護士との関与は要求されない。但し、公正な解決のためには専門知識が必要である。

【2-2-2 専門分野の知識、コミュニケーション能力・カウンセリング能力】

法律事件でない案件でも市民の信頼を得るためにも紛争解決の為に必要な能力は必要である。

紛争解決のために必要な一定の知識が要求される。

やはり一定の専門知識・能力を要求すべきと考える。

記載なし(3件)

【2-2-3 認定資格を定める】

適正手続を担保する為。

紛争解決の妥当性を図る要あり。解決例の集積による実定性。

全くの野放しにすることは適当でない。画一的な認定であることが簡便で公平。

非法律的事件であっても、報酬目的でないとしても責任あるADR運用の為には、認定資格等(研修制度など)を定めるべきである。

72条が適用されない領域について、法曹要件を要求するのは行き過ぎであるし、専門能力のみで紛争解決が導かれる訳でもない。しかし、主宰者としての紛争解決能力は必要であって、何らかの認定資格は定めた方がよい。

記載なし(3件)

【その他 2-2のみ選択】

前記1の理由欄(資格要件を設けるのは、三百代言的輩が出てくるのを防止するためと、適正な法の適用、公正・公平な解決のためには、おのずからそれにふさわしい能力・識見が必要と思われるからである。 認定資格を定めるのは屋上屋を架するに等しい。 けだし、他士業の他に新たな資格を作るに等しいからである。 弁護士をしては法律家との共同を条件としたいが、恐らくそのような条件が通る時勢ではなからう。)の記載と同じ
記載なし

【別回答】

及び のエリア(非法律事件)では、資格・要件を設けない

のエリア(法律事件であり報酬目的なし)では、法律家との共同を条件に、資格・要件

を問わず認める

(理由)

及び のエリアは非法律事件の解決手続であり、必ずしも法的知識を十分に備えた者が主宰者となることが要求されるわけではない。各種の多様な分野におけるADRの発展・普及の見地からも、主宰者の資格・要件を特に設けるべきではない。

のエリアでは、法曹資格をもたない者が不当に高額な報酬をとって依頼者を害するという弁護士法72条が想定する弊害の問題は生じないが、法律事件である以上、 で述べたことがそのまま妥当する。

検討中

(理由)

記載なし

無回答

(理由)

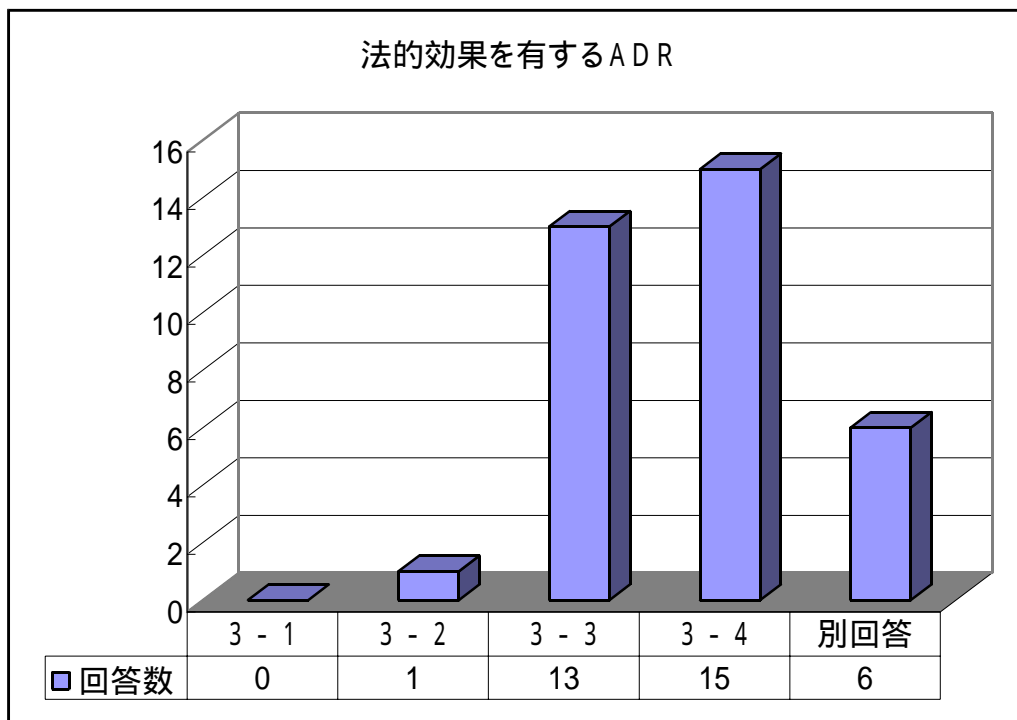
ないし を一括しての設問に対する回答は困難である。

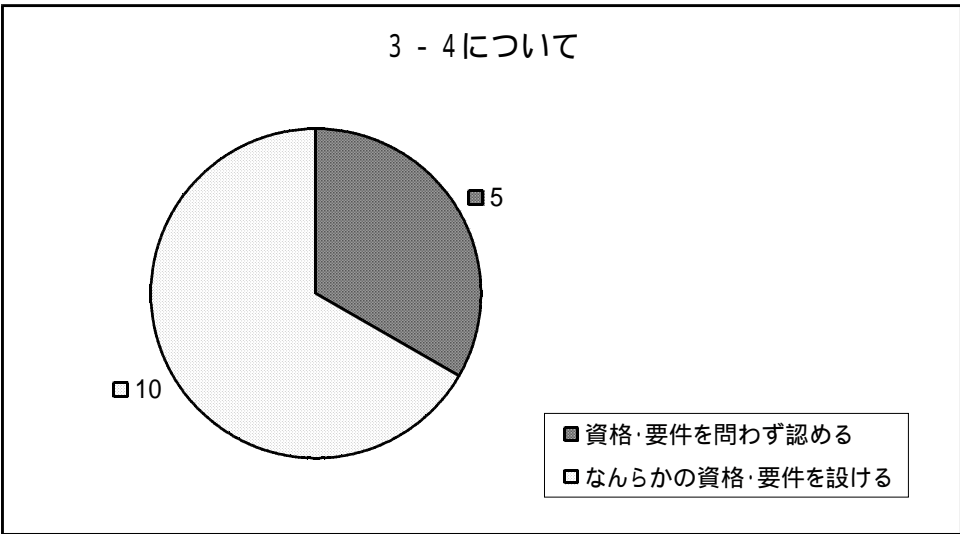
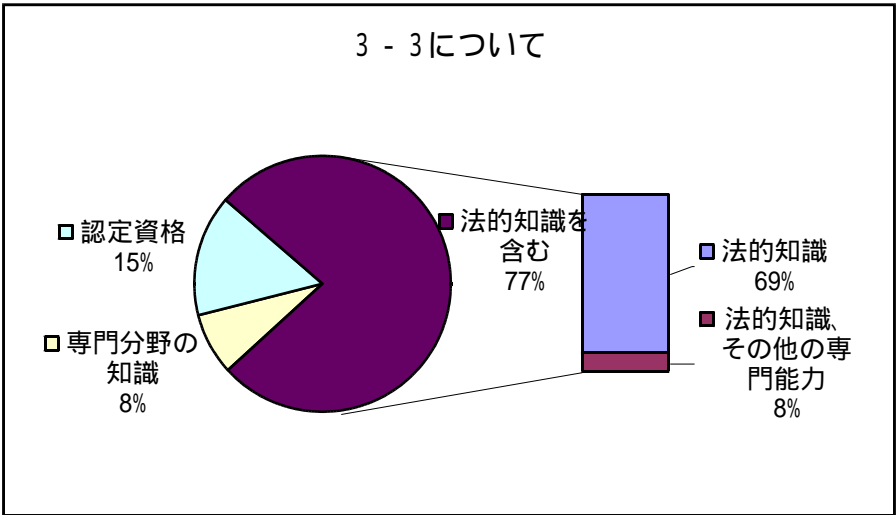
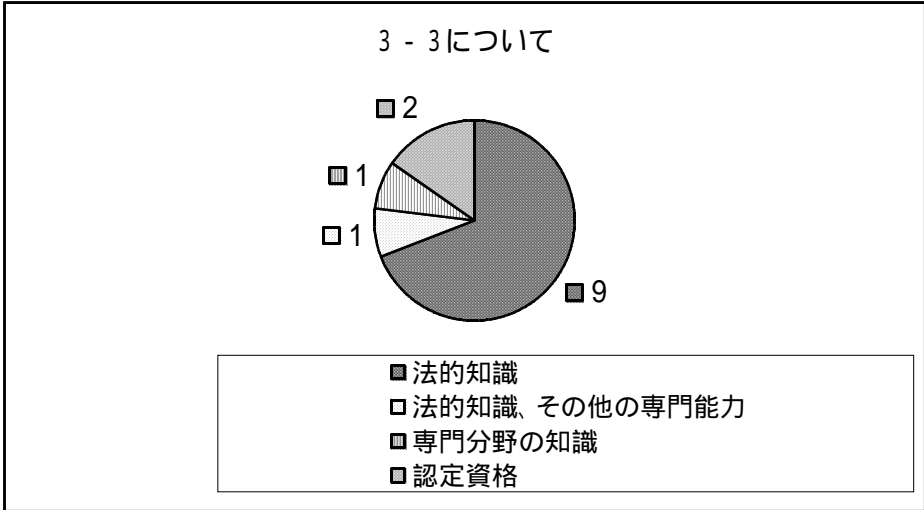
3 法的効果（*註）を有するADRについて

*註 時効中断効，執行力の付与，調停前置の省略，法律扶助の適用その他。（添付資料8 ADR検討会資料10-1：2頁 促進法的事項参照）

- 3-1 資格・要件を必要としない
- 3-2 資格・要件を設けない
- 3-3 なんらかの資格・要件を設ける
 - 資格要件を設けるとすれば，どのような資格・要件か
 - 3-3-1 法的知識（法曹要件）
 - 3-3-2 その他の専門能力
 - 専門分野の知識
 - コミュニケーション能力・カウンセリング能力
 - その他
 - 3-3-3 認定資格を定める
- 3-4 法律家との共同を条件に
 - 3-4-1 資格・要件を問わず認める
 - 3-4-2 なんらかの資格・要件を設ける
 - 具体的には（ ）

なお，法的効果の種類によって，資格・要件が異なることもある。





* 上記選択について、下記に理由をお書き下さい。

【3 - 1 資格・要件を必要としない】

【3 - 2 資格・要件を設けない】

別紙参照

【3 - 3 なんらかの資格・要件を設ける】

【3-3-1 法的知識(法曹要件)】

訴訟手続との連携が強化される部分については、国民に対し、裁判機関と等価の代替機関であることの担保が必要である。

法的効力を付与する為。

ADRに法律上の効果、特に執行力を付与する以上は、高度な法律専門家が担当すべきことは当然である。事後的救済が、現実には容易でないことを考えると(例えば、執行を受けた場合の執行停止など)、なおさらである。

法的効果が付与されるADRについては、国民の信頼に応えられ、ADRによる被害者を生まない整備されたものにする必要があると思います。

時効中断効、執行力の付与を同列に論じられないが、執行力の付与については、法制度全般にあたり慎重な対応が必要である。

紛争の解決に法的効果を付与するものだから。

記載なし(3件)

【3-3-1 法的知識(法曹要件)、3-3-2 その他の専門能力】

1～3に共通して、法律家の関与が必要と考える。

【3-3-2 専門分野の知識】

記載なし

【3-3-3 認定資格を定める】

72条が適用されない場合もあり、上記2 - 2 - 3と同じ理由(72条が適用されない領域について、法曹要件を要求するのは行き過ぎであるし、専門能力のみで紛争解決が導かれる訳でもない。しかし、主宰者としての紛争解決能力は必要であって、何らかの認定資格は定めた方がよい。)である。

一定の法的効果を認めるADRの手続主宰者の資格要件については厳格に考えるべきである。どのようなADRにどのような法的効果を与えるか吟味を要する。

【3 - 4 法律家との共同を条件に】

[3-4-1 資格・要件を問わず認める]

紛争解決手段の魅力ある選択肢の一つとなるためには、法的効果は不可欠である。法的効果の付与を判定するのは、法律家の職務である。

1と同じ要件にするのが、混乱しないことになり、明確性・簡便性が保てる。

1に同じ(法律家との共同を条件とすれば、ADRの調停内容に違反ないし不公正な事項が入る可能性を抑止できる。)

設問1と同旨(法律家との共同であれば、適正手続の確保、一定程度の結果の妥当性の確保もはかられると考えられるから)。

法律家と共同を条件にするので、上記1と同じ理由(法律家と共同にADRを立ち上げ、それに参加する機関、個人は広く社会各層から人材を求めるため、一々資格・要件を問わない方が望ましい。)による。

[3-4-2 なんらかの資格・要件を設ける]

- 具体的に
- a 1 - 4 - 2と同じ(専門分野の知識、コミュニケーション能力等)
 - b 専門分野の知識、コミュニケーション能力・カウンセリング能力
 - c 法的知識等
 - d 認定資格を定める
 - e 紛争解決に必要な専門分野の知識等
 - f 記載なし(5件)

(理由)

- a 1 - 4の理由(裁判外の紛争処理機関を広く認めるとしても、法的紛争にからむ事案についての解決には、法律家の知識、経験が必要である。そうでなければ紛争の実質的解決につながらない。また、最終的に当事者がどのような点で納得するかは別として、当該紛争における当事者の法的地位ないし権利義務についての正しい認識と理解をしないまま解決に至ることには問題がある。)と併せ、公平性、法的安定性を確保する必要があることによる。
- b 記載なし
- c 記載なし
- d 記載なし
- e 1の理由(弁護士法72条の趣旨、ADRの活用、今後の法曹人口の急激な拡大を念頭に、基本的には、法曹とそれぞれの紛争類型に応じた専門家の共同を考慮し、以上の結論とする。1 - 1は、弁72条を完全に骨抜きにし、また、1 - 2の個別立法も、同様の危険と、他方では、ADRの活用阻害という2側面からの問題がある。)と同じであるが、法的効果を付与するとすれば、1にも増して法律家である弁護士が中心とならなければならない。
- f 法的効果を伴う案件については解決の為、必ず法的判断が要求される。法律家の関与は必須である。
- f 1のエリアの選択と同意見(法律問題の解釈であるから、法律家の関与は最低限必要

である。その関与の下では非弁護士の参加は可能と考える。但し、公正な解決が必要であるから、なんらかの資格・要件を必要とすべきである。)

f 法的な効果を認める以上、法律家の関与が必要である。

f 記載なし(2件)

【別回答】

3 - 3「なんらかの資格・要件を設ける」「法的知識(法曹要件)」(3 - 3 - 1)、3 - 4「法律家との共同を条件に」「資格要件を問わず認める」(3 - 4 - 1)。

(理由)

特に執行力の付与及び調停前置の省略を念頭に置くが、これらの効果は法的知識がある者によって主宰され、当事者の権利保護の点で適正に進められた手続に対してはじめて付与されるべきものである。

3 - 3「なんらかの資格・要件を設ける」「法的知識(法曹要件)」(3 - 3 - 1)、3 - 4「法律家との共同を条件に」「なんらかの資格・要件を設ける」(3 - 4 - 2)。

(理由)

記載なし

3 - 3「なんらかの資格・要件を設ける」、もしくは3 - 4「法律家との共同を条件に」「なんらかの資格・要件を設ける」(3 - 4 - 2)。

(理由)

前記1の理由欄(資格要件を設けるのは、三百代言的輩が出てくるのを防止するためと、適正な法の適用、公正・公平な解決のためには、おのずからそれにふさわしい能力・識見が必要と思われるからである。 認定資格を定めるのは屋上屋を架するに等しい。けだし、他土業の他に新たな資格を作るに等しいからである。 弁護士をしては法律家との共同を条件としたいが、恐らくそのような条件が通る時勢ではなからう。)と同じ理由。

3 - 3「なんらかの資格・要件を設ける」、3 - 4「法律家との共同を条件に」「なんらかの資格・要件を設ける」(3 - 4 - 2)。具体的には「専門的知識等の具備」。

(理由)

前記1(法的紛争の解決と専門的知識の利用との調和)と同様に考える。

検討中

(理由)

記載なし

回答状況

仲裁センター等を設置している会

印：検討中等により不回答の会

東京	1月24日	和歌山		宮崎県	12月27日
第一東京	1月20日	名古屋	3月3日	沖縄	1月20日
第二東京	1月21日	三重	1月31日	仙台	1月16日
横浜	1月20日	岐阜県		福島県	2月28日
埼玉		福井	3月3日	山形県	1月21日
千葉県		金沢	1月17日	岩手	
茨城県	1月17日	富山県	2月27日	秋田	1月25日
栃木県	1月20日	広島	2月6日	青森県	
群馬	3月3日	山口県	2月10日	札幌	2月28日
静岡県	1月15日	岡山	1月16日	函館	2月27日
山梨県	2月27日	鳥取県		旭川	2月28日
長野県	2月27日	島根県	2月28日	釧路	2月3日
新潟県	2月28日	福岡県	1月20日	香川県	1月22日
大阪	1月20日	佐賀県		徳島	1月24日
京都		長崎県		高知	1月20日
兵庫県	1月21日	大分県	2月27日	愛媛	
奈良	1月21日	熊本県	1月23日		
滋賀	2月27日	鹿児島県	3月3日		

<別紙>

2. 理由

(1) 手続主宰者の能力・資格について。

① ADRとは

ADRはAlternative-Dispute-Resolutionの略であり、一般的には狭義の裁判以外の紛争解決機関をいうとされるが、一口にADRと言っても、多種多様なものがある。

当事者と手続主宰者の関わり合いから見ると、苦情処理や相談のように手続主宰者が当事者のアドバイザー的な立場で関与するものもあれば、仲裁のように手続主宰者が当事者に主張や証拠を提出させて判断を行うような裁判官的な立場で関与するものもある。また、ADRの設営者という側面からみると、①裁判所型＝民事調停、家事調停、②行政型＝労働委員会・公害等調整委員会・建設工事紛争審査会等、③弁護士会型＝日弁連交通事故相談センター・弁護士会仲裁センター等、④民間・常設型＝国際商事仲裁協会・日本海運集会所・交通事故紛争処理センター等、⑤民間・非常設型＝私人が紛争当事者の依頼でいわゆる仲裁役を行うようなもの、等がある。さらに、手続主宰者の中立性という面からみると、①完全中立型＝裁判所の調停、弁護士会の仲裁センター等、②不完全中立型・全体としては中立になるよう構成されているが、当事者の属するグループの利益を代表するものが含まれているもの＝労働委員会、③非中立型・一定の理念の基、一方当事者の属するグループの利益を擁護するもの＝国民生活センター・消費者センターの相談員、もある（日弁連ADR・大川副委員長意見書、「裁判外の紛争処理機関とその在り方」田島純蔵・『自由と正義』1999年4月号参照）。

② ADRの手続主宰者の能力・資格について

ADRの手続主宰者の能力・資格の問題としてどのようなものが必要かについては、現在、

ア) 法的知識・法曹資格

イ) 専門分野の知識

ウ) コミュニケーション能力・カウンセリング能力

の3つが問題とされているが、前述したような多種多様なADRについて、その全体を包括した形で、その手続主宰者に必要な能力・資格は何かということを議論するのは極めて難しい問題であるし、到底無理なことではないかと考える。

今回のアンケートにおいては、弁護士法72条との関係を基にADRを4つに分類し、それぞれの手続主宰者の資格・要件について検討するということであるので、以下、この分類に沿ってア～ウの能力が必要か否かについて検討する。

③ アンケートの②及び③の分野について

i) アの能力について

②及び③の分野は、そもそも非法律事件を対象とする分野であり、法的知識が必要不可欠であるとは言えず、上記アの能力を求める必要はないと考える。

ii) イの能力について

イの専門分野の知識については、紛争解決のために備えていることが望ましいものではあろうが、手続主宰者として備えておくべき能力とは言えないと考える。なぜなら、専門的知識を要する紛争であっても、手続主宰者が、当該専門分野の専門家の協力を得

て、争点の理解や判断を行うことができればよいのであって、手続主宰者が専門的知識を備えていないからといって、紛争の解決ができないものではないからである。このことは、医療過誤等の専門的知識を有する紛争を、専門的知識を有しない裁判官や弁護士が、専門家の協力を得ながら解決していることから明らかである。

iii) ウの能力について

ウの能力については、当事者との関わり合いにおいて問題とされている能力であると思われるが、そもそもどのような能力を指すのか明確ではなく、必要か否かの判断の前提として、どのような能力であるのかを明確にしておく必要がある。

しかし、前述したように、一口にADRといっても、当事者との関係において、アドバイザリー的な関わり合いを持つものから裁判官的な関わり合いを持つものまで多種多様なものが含まれており、すべてのADRに共通に必要とされるコミュニケーション能力等を定めることはそもそも困難ではないかと考えられ、必要不可欠な能力として挙げることはできないと考える。

確かに、いわゆる同席調停と言われるような対立当事者を同席させたうえで手続主宰者が当事者の自主的紛争解決を援助するというようなタイプのADRについては、手続主宰者に特別な能力・技術が必要であるが、そのような能力は、ADR全般に必要とされるものではなく、個々のADRにおいて、手続主宰者を選任する際に、そのような能力を備えているか否かが検討されれば足りるものであると考える。

④ アンケートの④の分野について。

i) イ及びウの能力について

上記イ及びウの能力の必要性については、上記③で述べたことがそのまま当てはまると言えるのであって、必要不可欠な能力とすべきではないと考える。

ii) アの能力について

アの能力については、法律事件を対象とする分野であり、「法の支配」という観点からすれば、基本的には、必要不可欠な能力と言うべきである。

しかし、以下に述べるとおり、弁護士法72条の規定や立法経過等からすると、必要不可欠な能力として求めることはできないと考える。

弁護士法72条には、「報酬を得る目的で（中略）法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。但し、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と規定されているが、その趣旨は、国民の法律生活の面を考慮し、弁護士制度を包含した法律秩序全般の維持、確立を目的とするものであると解されている（『条解弁護士法』P514）。

そして、「報酬を得る目的」がある場合について規制することとされた理由については、「法律事務を取り扱う者の法律知識がどの程度であるかについて何らの保証もないのかにかかわらず、その不正確な知識に基づく活動に対して対価を取ること自体が不当であること、事件を依頼する側の法律知識の欠如に付け入って不当に高額な報酬を取る弊害を防止する趣旨が含まれているからである」（同P520）とされており、「報酬を得る目的」がない場合が規制対象からはずされたのは、本条の前身である法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律制定の際、非弁護士の存在にもある程度意味があるとしてこれを認容する意見が見られたこととの調整の産物であるとされている（同P520）。

このような弁護士法72条の規定や立法経過等からすると、報酬を得ることを目的としない法律事務の取扱については、弁護士法は適法なものとして許容していると言わざるをえず、④の分野について、法曹資格を求めることはできないと言わざるをえない。

仮に、④の分野について法曹資格が必要であるとする、弁護士法以上の規制を求めることとなるのみならず、非弁護士が手続主宰者となっている現行のADRの活動を否定する結果となり、司法制度改革審議会が提言しているADRの拡充・活性化の目的から真っ向から対立することとなるのであって、その結論が了解できるものでないことは明らかである。

⑤ アンケートの①の分野について。

i) イ及びウの能力について

上記イ及びウの能力の必要性については、上記③で述べたことがそのまま当てはまると言えるのであって、必要不可欠な能力とすべきではないと考える。

ii) アの能力について

アの能力については、①は法律事件を対象とする分野であり、「法の支配」という観点からすれば、基本的には、必要不可欠な能力と言うべきであり、上述した弁護士法72条の規定や立法経過等からしても、法曹資格を不要とすべきではないと考える。

問題は、ADRの拡充・活性化という観点から、ADRにおいては法曹資格を要しないとすることが必要かどうか、妥当かどうかである。

確かに、

- ・ 現行の非弁護士が手続主宰者となっているADRにおいて特段の問題が生じていないこと。
- ・ ADRの拡充・活性化のためには、給源の限られた弁護士のみが手続主宰者となるのではなく、非弁護士が手続主宰者となる必要があること。

等を理由に、ADRにおいては、法曹資格を不要とすべきであるとの意見もありうると思われる。

しかし、ADRの拡充・活性化といっても、法的紛争に関する分野については、「法の支配」が求められる分野であり、「法の支配」が貫徹されてこそ、ADRが「裁判と並ぶ」紛争解決手段となりうると思う。また、弁護士法72条の規制そのものが社会的に不要となっているというのであればいざ知らず、そうでない以上、ADRの拡充・活性化という目的があるにせよ、ADRの領域においてのみ弁護士法72条の適用を排除するという理由は見いだしがたいと考える。

従って、①の分野を対象とするADRについては、弁護士法72条の規制に服すると考えるべきであって、ADR基本法において、一般的に法曹資格を不要であるとの規定を置くことについては反対である。

なお、①の分野を対象とするADRについて、弁護士法72条の規制に服すべきであるとの立場をとるとしても、手続主宰者を弁護士が独占すべきであると解すべきではないと考える。

ADRの拡充・活性化のためには、「法の支配」という要請が満たされる限りにおいては、隣接法律専門職種を含む多様な人材が活用されるべきである。問題は、どのような分野の問題について、どのような人を手続主宰者として認めるかであるが、これについては、個別立法において解決すべきであると思う。

なお、弁護士法72条の「報酬を得る目的」については、事件を依頼する者から受け取る場合に限らず、第三者から受け取る場合であってもよいと解すべきで、無料法律相談と称して相談者から報酬を直接受け取らなくても、その場所を提供している者等から報酬を受け取っていれば、本条に違反すると解すべきとされている（同P521。なお、この点については、72条の報酬を得る目的とは、特定の事件毎に委任を受けてその当事者から報酬を得ることを目的とする場合に限るとの説があるが、賛成しえない。）。

非弁護士が手続主宰者となっている現行のADRについて、手続主宰者に対する報酬がどのようになっているかの資料を有していないので軽々に論ずることはできないが、紛争当事者から直接報酬を得ていることはないにせよ、全ての手続主宰者が全くのボランティアで行っているとは考えられず、制度設営者から何らかの金銭を受領しているのではないかと思われる。

そうであれば、現行のADRのうち非弁護士が手続を主宰しているものについては、厳密に言えば、弁護士法72条に違反しているものが少なからずあるのではないかと思われるが、現実には弁護士法72条が問題とされているADRはないと思われる。

弁護士法72条が問題とされていない真の理由は判らないが、その理由の1つには、非弁護士が手続を主宰しているADRであっても、そこでの解決に妥当性・信頼性があり、当該ADRの存在について社会的承認が得られているからであると考ええる。

ただ、現行の非弁護士が手続主宰者となっているADRについて、解決の妥当性や信頼性があるからといって、今後設立される非弁護士が手続主宰者となるADRについても同様であるとは言えないのであって、ADR基本法において、①の分野のADRについて法曹資格を不要であるとするにはならないと考える。

現行の非弁護士が手続主宰者となっているADRで全くのボランティアでないものについては、どのような形で立法を行うかの問題は一先ず置くとしても、今後適法性を明確にする方向での検討がなされるべきであると考ええる。

(2) 法的効果を有するADRについて。

アンケートの設問の趣旨が、法的効果を付与すべきADRとそうでないADRとの区別の基準として、手続主宰者の資格を基準とすべきかというのであれば、否と言わざるを得ない。

上述したとおり、法律事件を取り扱うADRのうち、報酬を目的としないものについては、非弁護士であっても手続主宰者となることを認めるべきであるとする以上、そのようなADRに対する法的効果の付与を一律に否定すべきではない。手続主宰者が非弁護士であるADRについて、一律に法的効果が付与されないとするのであれば、そもそもそのようなものをADRとして認めることにどのような意味があるのか疑問である。

法的効果を付与するか否かの基準としては、手続主宰者が法曹資格を有するか否かというような基準ではなく、当該ADRがどのようなものか、例えば、苦情処理や相談的なものなのか、示談あっせんや仲裁のようなものであるのか、更には適正手続が保証されているのか否か等を基準とすべきではないかと考える。

設問に対する回答としては、手続主宰者に何らかの資格・要件を求めないということになるかと考える（弁護士法72条の適用の問題ではないので、資格・要件を必要としないとの回答は選択肢として不要か。）。

以 上